

令和7年度狩猟免許試験について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和7年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

鳥獣害対策課

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月13日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月13日	日	正午	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629
7月13日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月23日	土	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月23日	土	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 眼鏡等の視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所地を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日进行を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

- (1) 7月13日（日）に実施する試験については、6月2日（月）から6月20日（金）まで
- (2) 8月23日（土）に実施する試験については、7月14日（月）から8月1日（金）まで

9 その他

- (1) 会場ごとに受験することができる人数に上限があるため、希望する会場で受験できない場合がある。
- (2) 狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。